

平成 30 年度第 1 回介護保険運営協議会会議録

日時：平成 30 年 8 月 1 日（火） 午後 7 時 00 分 ～ 午後 7 時 45 分

場所：二宮町役場 第 1 会議室

出席者：介護保険運営協議会委員：11 名

事務局：健康福祉部長・高齢介護課長・介護保険班長・介護保険班員 2 名・地域包括ケアシステム推進班長・地域包括ケアシステム推進班員 1 名・地域包括支援センター職員 1 名

次第

1. 開会
2. 委嘱
3. 会長・副会長の選出
4. あいさつ
5. 議題
 - (1) 二宮町の介護保険施行状況について
 - (2) 地域支援事業について
 - (3) その他

会議の状況

午後 7 時 00 分 開始

事務局 お忙しい中、会議に出席いただきありがとうございます。

本日は、第 1 回の介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、地域包括支援センター運営協議会の 3 つの会議を実施させていただきます。会議については、例年、1 回か 2 回の予定で開催しているところであります。本年度については、本日のほかに、1 月に 2 回目の運営協議会の開催を予定していますので、委員の皆様につきましては、お忙しいとは思いますがご協力のほど宜しくお願い致します。

平成 30 年度は、委員の改正の年度となっております。委員の皆様の任期につきましては、3 年間となっております、平成 30 年度から平成 32 年度までが新たな任期となっております。今回新たな任期での最初の会議となりますので、委員の皆様には委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。

(委嘱状朗読、交付及び委員自己紹介、事務局自己紹介、会長・副会長の選出について省略)

事務局 議事に沿って進めたいと思っております。

議事につきましては、規定により会長が議長になっておりますので、よろしく願いいたします。

会長 それでは第一回介護保険運営協議会をはじめます。議題 (1) 二宮町の介護保険施行状況について担当の職員からお願いいたします。

事務局 (資料 1～3 説明)

会長 事務局より説明がありましたが、委員の皆様ご意見等はございますでしょうか。

(意見なし)

会長 続きまして、議題 (2) 地域支援事業について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (資料 4, 5 説明)

会長 事務局より説明がありましたが、委員の皆様ご意見等はございますでしょうか。

委員 一般介護予防事業に現在のところ、事業がありますが、これは去年度のものと思いま

すが今年度はこのまま同じように進めていくのでしょうか。それとも変更はあるのでしょうか。

事務局 一般介護予防事業につきまして、地域の通いの場、リーダー養成講座、カラオケ体操につきましては今年度も同様に開催をさせていただきます。ころばん塾につきましては昨年度で実施を終了させていただきました今年度の予定はありません。認知症予防講演会につきましては前年度までと同様の実施予定はなく、今年度、平成 30 年 4 月より認知症総合支援事業という形で、また別の形で認知症施策に取り組んでまいります。新しく中郡医師会の認知症サポート医の先生方ですとか、地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員という職員などが、町内の事業所の方、町民の方と協力をしながら進めていく予定になっております。

会 長 全体で他になにか質問はあるのでしょうか。

では、資料 2、2-1 の (1) 居宅サービスの中で平成 29 年度の実績と計画値との計画対比が 100%を超えているものや、訪問リハビリテーションのように 200%を超えているものや、その他訪問看護が増えているというのは、要介護 4,5 の方を自宅で見ているという人が増えてきているということなのでしょうか。

事務局 そうですね。利用者数が増えているという形になりますので、在宅の方が増えてきているのかなと思います。

委 員 それから二宮にもいろいろな事業所が入ってきていますが、これはどこの施設でというところまでは分からないのでしょうか。

事務局 資料がないため、分かるまでに若干お時間をいただくこととなります。

委 員 平成 29 年度は計画値を実績が大きく超えているところがありますが、今年度はこれを考慮して計画値を上げて作成されるのでしょうか。

事務局 昨年、第 7 期の計画を作成させていただきましたが、今回示したのが 1 年間分の実績値になります。計画を作ったときには 1 年間分ではなくて、おそらく 9 か月か 8 か月分の数値を考慮した形で作っていますが、少なくとも平成 29 年度の計画値よりかは増という形で作成をしています。

会 長 他にご意見・ご質問等ないようですので、以上で平成 30 年度第 1 回介護保険運営協議会を終了といたします。

午後 7 時 45 分閉会